

<楽天 Edy 加盟店規約>

第1条（目的）

本規約は、楽天 Edy 株式会社との間で Edy の発行に関する契約を締結したバリュー発行会社が発行する Edy を利用した商品等の販売及び提供に関して、株式会社日本決済情報センター（以下「代表加盟店」といいます）と間接加盟店（以下「間接加盟店」といいます）との間の取り決めについて規定するものです。間接加盟店は、本規約の定めに従い、Edy カードに記録された Edy により、商品等の販売及び提供を行うものとします。なお、間接加盟店が本規約の定め違反した場合には、楽天 Edy 株式会社が直接に間接加盟店に対して当該違反の是正を求めることができることを間接加盟店はあらかじめ承諾するものとします。

第2条（定義）

本規約において使用する語句の定義は、本規約において別に定義する場合を除き、つぎのとおりとします。

1. Edy :

楽天 Edy 株式会社又はバリュー発行会社が楽天 Edy 株式会社所定の方式で利用者に発行する円単位の金額についての電子的情報であって、利用約款に基づき利用者が商品等の代金の支払いに使用することができる前払式支払手段である「楽天 Edy」及び「Edy」

2. 楽天 Edy サービス :

Edy の発行、Edy の購入情報及び残高情報の管理に加え、利用者が間接加盟店から商品等の販売又は提供を受ける場合において、当該商品等の代金の全部又は一部の支払いとして Edy を使用したときには、使用された Edy に相当する代金額と同額の金額を代表加盟店が間接加盟店に対して支払う楽天 Edy 株式会社が提供するサービス

3. Edy カード :

利用者が利用約款に従って Edy を記録し使用するために必要な機能を備えた非接触 IC カード等(楽天 Edy 株式会社が認定するものに限りです。)

4. 利用者 :

Edy カードを正当に保有する方であって、楽天 Edy 株式会社又はバリュー発行会社が発行する Edy を正当に入手して楽天 Edy 株式会社及びバリュー発行会社の定める方法で Edy を使用する方

5. 商品等 :

利用者が間接加盟店から販売又は提供を受ける物品、サービス、ソフトウェア、デジタルコンテンツ及び権利等

なお、代表加盟店及び楽天 Edy 株式会社と間接加盟店間で、販売又は提供に係る代金について Edy を使用することのできない商品等を個別に追加、変更することができるものとします。

6. EdyAP 製造許諾事業者 :

楽天 Edy 株式会社より EdyAP の製造を許諾された事業者

7. EdyAP :

楽天 Edy 株式会社或いは EdyAP 製造許諾事業者が、楽天 Edy 株式会社より許諾を受けた上で楽天 Edy 株式会社より提供された楽天 Edy 株式会社所定の技術仕様に基づき開発した上で、EdyAP 製造

許諾事業者が製造・開発したセキュリティモジュールに搭載し、Edy の受入情報等の読取及び書込機能を提供するための特定のアプリケーションで、楽天 Edy 株式会社所定の技術仕様に合致するプログラム

8. Edy 店舗端末：

利用者が商品等の購入及び提供を受けるに際し Edy を使用するために必要となる機器で、対象店舗等（第5条で定義します。）又はその指定する場所に設置される Edy モジュール若しくは EdyAP が組み込まれた Edy の受入端末機器

9. 代表加盟店：

楽天 Edy 株式会社との間で代表加盟店契約を締結した者

10. 間接加盟店：

代表加盟店との間で本規約に同意した者

11. バリュー発行会社：

第三者発行型前払式支払手段の発行について資金決済法に基づき登録を受けた法人で、楽天 Edy 株式会社の承認を得て利用者に対して Edy を発行する会社

12. Edy システム：

次の①から④の手順によって完結する決済システム並びにそれを実現させるために必要なコンピュータハードウェア及びソフトウェア等

- ① バリュー発行会社は楽天 Edy 株式会社に Edy の発行に関する事務を委託し、楽天 Edy 株式会社及び提携会社は、楽天 Edy 株式会社又はバリュー発行会社から利用者に対する Edy の発行に関する事務を履行する。発行された Edy の対価として利用者から支払われた代金は、楽天 Edy 株式会社からバリュー発行会社に支払われる。
- ② 間接加盟店は、利用者から商品等の購入及び提供に係る代金について Edy を使用することの申込みがあった場合には、間接加盟店規約の規定に基づき、利用者に対して Edy を使用させる。
- ③ 代表加盟店は、間接加盟店が利用者から移転を受けた Edy について、間接加盟店から移転を受けた場合には、間接加盟店規約に基づき当該 Edy に相当する金額を間接加盟店に対して支払う。間接加盟店は代表加盟店に対して所定の手数料を支払う。
- ④ バリュー発行会社は、楽天 Edy 株式会社が代表加盟店から移転を受けた Edy のうちバリュー発行会社の発行に係る Edy に相当する金額を楽天 Edy 株式会社に支払う。

13. Edy モジュール：

Edy の受入情報等の読取及び書込機能を有するモジュールで、以下のすべての要素を満たすもの

- ① 楽天 Edy 株式会社又は楽天 Edy 株式会社が開発を許諾した第三者が開発及び保有し、かつ使用許諾する権利を有するものであること
- ② プログラムの著作物を含み、特許権等の工業所有権で保護されているものであること
- ③ 電子マネーシステムで稼動するための情報、電子マネーシステムの安全性を維持するための情報等を含むものであること

14. 決済用アプリケーション等：

楽天 Edy 株式会社又は楽天 Edy 株式会社が開発及び製造を許諾した第三者が開発及び製造した Edy システムを利用する上で必要となる Edy の受入情報等の読取及び書込機能を有する決済用アプリケーション

15. Edy 決済センタ：

楽天 Edy 株式会社から許諾を受けた法人が製造・開発したシステムサーバに決済用アプリケーション等が搭載されたセンタ

16. 他社決済インフラサービス：

代表加盟店及び間接加盟店が各々別途契約を締結した事業者が提供する決済インフラサービス

17. Edy 番号：

Edy カードに記載又は記録される番号で、当該 Edy カードに記録される Edy 及び Edy による取引を特定するために割り当てられる 16 桁の数字

18. Edy 領域：

Edy カードの中の非接触型 IC チップ内における Edy 番号、残高情報等の情報を格納するための領域

19. Edy 領域内特定情報：

Edy 領域内に記録された Edy 番号、残高情報等の情報

20. Edy エリア情報：

Edy 領域内特定情報を読み取るための技術情報等

21. 資金決済法：

資金決済に関する法律（平成二十一年六月二十四日法律第五十九号）

22. 利用約款：

楽天 Edy 株式会社又はバリュー発行会社と利用者との間の Edy に関する取引を規定する約款

第 3 条（確認事項）

1. 間接加盟店及び代表加盟店は、Edy システムの健全な運営を図り、Edy カード及び Edy が円滑に使用されるよう本規約に定める義務を遵守するものとします。
2. 間接加盟店及び代表加盟店は、Edy システムの利用に当たり資金決済法その他の関連諸法規等で定める事項を遵守するものとし、本規約に基づく業務上の秘密を守ります。また双方及び楽天 Edy 株式会社の信用・名誉を毀損することのないよう努めるものとします。
3. 間接加盟店は、Edy システムの利用に当たり、資金決済法において加盟店が取り扱ってはならないと定められている公序良俗に反する又は公序良俗に反するおそれのある商品等を取り扱わないものとします。
4. 間接加盟店は、間接加盟店が利用者に対して販売又は提供する商品等の内容に著しい変更があった場合には、代表加盟店に対し、遅滞無くその変更内容を報告するものとします。
5. 間接加盟店は、利用者が利用約款に基づき Edy を使用していることを認識の上、本規約に従って Edy カード及び Edy を取扱うものとします。
6. 間接加盟店は、第 10 条第 2 項に定める現金による精算の場合を除き、利用者に対して現金による払戻しを行ってはならないものとします。
7. 間接加盟店は、Edy 店舗端末、Edy モジュール及び決済用アプリケーション並びにそこに記録される Edy の破壊、分解若しくは解析等を行ってはならず、いかなる理由があっても Edy の複製、改変又は解析等を行い、又は、係る行為に加担、協力してはならないものとします。
8. 間接加盟店は、楽天 Edy 株式会社が間接加盟店に対して直接のいかなる義務も負わないこと、及び代表加盟店による行為について楽天 Edy 株式会社がいかなる責任も負わないことを確認します。

第 4 条（対象商品）

1. 間接加盟店が販売及び提供する商品等のうち Edy によって代金を支払うことができる商品等は、間接加盟店が取扱うすべてのものとし、ただし、Edy によって代金を支払うことのできない商品等として、代表加盟店及び楽天 Edy 株式会社が別途定める商品等及び間接加盟店が申出のうえ代表加盟店及び楽天 Edy 株式会社が承諾した商品等については、この限りではないものとし、
2. 間接加盟店が販売及び提供した商品等の瑕疵、数量不足その他の利用者との紛争又は商品等に関するその他のクレーム又はアフターサービスについては、間接加盟店が自己の責任と費用をもって速やかに対処し、代表加盟店、楽天 Edy 株式会社及びバリュー発行会社に損害を発生させないものとし、

第5条（取扱店舗等）

1. 間接加盟店は、Edy を取扱うこととする店舗（以下「対象店舗」といいます）又は自動販売機等（以下、対象店舗と併せて「対象店舗等」といいます）の所在地（自動販売機等の場合は設置場所等代表加盟店が指定する事項。以下、併せて「店舗等設置場所等」といいます）をあらかじめ代表加盟店所定の方法により代表加盟店に届け出て、代表加盟店の承認を得るものとし、
2. 代表加盟店は、楽天 Edy 株式会社が別途定める加盟店標識等を間接加盟店に対して貸与し、間接加盟店は当該加盟店標識等を代表加盟店の指示に従って対象店舗等の見やすいところに掲示又は表示するものとし、Edy システムの加盟店である旨表示するものとし、代表加盟店の指示する以外の方法によって加盟店標識等を掲示又は表示してはならないものとし、
3. 間接加盟店は、本条第1項の届出事項に変更があった場合には、速やかに代表加盟店所定の方式で届け出、代表加盟店の承認を得るものとし、

第6条（Edy 店舗端末の設置等）

1. 間接加盟店は、代表加盟店の指示に従い、対象店舗等で必要となる Edy 店舗端末を代表加盟店の指定する業者より購入又は賃借するものとし、
2. 間接加盟店は、対象店舗等又は代表加盟店の承認を得た場所に Edy 店舗端末を設置するものとし、
3. 間接加盟店は、Edy 店舗端末を、善良なる管理者の注意義務をもって、本来の用途に限定して使用するものとし、
4. 代表加盟店は、Edy 店舗端末の保守、故障及び撤去等の対応について、別途定めるものとし、間接加盟店はこれに従うものとし、なお、間接加盟店が Edy 店舗端末について盗難保険等の保険の加入を希望するときは、間接加盟店は自己の費用負担で付保するものとし、
5. 間接加盟店は、Edy 店舗端末の盗難、紛失、破損等が生じた場合には、速やかに、別途定める代表加盟店所定の指示に従うものとし、
6. 間接加盟店は、本規約に基づく間接加盟店の加盟が終了した場合には、代表加盟店又は代表加盟店の指定する業者から貸与された Edy 店舗端末及び前条の加盟店標識等の代表加盟店から貸与された一切の物品を直ちに代表加盟店に返還するものとし、ただし、代表加盟店の指示がある場合には、代表加盟店の指示に従い対応するものとし、
7. Edy 店舗端末の対象店舗等への設置、返還に係る別表記載の費用は、間接加盟店の負担とし、第8条第1項に定める方法に従い、これを代表加盟店に対して支払うものとし、
8. Edy 店舗端末の使用等に要する電気代、記録紙等その他消耗品に係る費用及び通信に要する費用並

びに他社決済インフラサービスの利用料等を含むEdyシステムを間接加盟店が利用するに当たり必要となる費用の一切は、間接加盟店の負担とします。

第7条 (Edy モジュール及び決済用アプリケーション等の使用許諾)

1. 代表加盟店は、Edy モジュール及び決済用アプリケーション等の使用について楽天 Edy 株式会社から許諾を得たうえで、間接加盟店に対し、これを再許諾するものとします。
2. 間接加盟店は、代表加盟店より使用の再許諾を受けた Edy モジュール及び決済用アプリケーション等を、Edy による決済及び楽天 Edy 株式会社が別途認める目的にのみ利用することができるものとします。
3. 間接加盟店は、つぎの事由が発生したときは、Edy モジュール及び決済用アプリケーション等の使用を直ちに停止し、代表加盟店及び楽天 Edy 株式会社の指示に従うものとします。
 - (1) 本規約に基づく間接加盟店の加盟が終了したとき
 - (2) 間接加盟店が Edy 店舗端末の使用を停止したとき
4. 間接加盟店は、決済用アプリケーション等及びEdy 店舗端末につき、修理、修復等する必要があるときは、代表加盟店及び楽天 Edy 株式会社の指示に従うものとします。また、決済用アプリケーション等及びEdy 店舗端末等の修理、修復等について、間接加盟店は、代表加盟店及び楽天 Edy 株式会社の指定する第三者以外の者に修理、修復等させてはならないものとします。
5. 間接加盟店は、楽天 Edy 株式会社が Edy システムを運用するに当たり、Edy 店舗端末をバージョンアップするなどの運用上の必要性が生じた場合には、楽天 Edy 株式会社が必要と認めるデータ更新等を楽天 Edy 株式会社が行うことにあらかじめ同意するものとします。

第8条 (Edy システム使用料等)

1. 間接加盟店は、代表加盟店に対し、Edy 店舗端末の対象店舗等への設置、返還に係る費用及び Edy システムの使用料（以下「Edy システム使用料」といいます）として、当社所定の「JSIC 加盟店申込書」及び「加盟店審査申込みフォーム」（以下、加盟店申込書といいます）記載の入会金及び基本料（端末利用料、通信端末料金を含みます。）、を支払うものとします。また、間接加盟店は、代表加盟店に対し、Edy を取り扱うことに係る加盟店手数料として、商品等の取引に Edy を使用した金額に別途定める割合を乗じた金額を支払うものとします。
2. 間接加盟店は、第13条第3項に定める場合を除き、前項に定める Edy システム使用料及び加盟店手数料を代表加盟店があらかじめ指定する方法によって支払うものとします。なお、当該 Edy システム使用料及び加盟店手数料の支払いにかかる手数料は、原則、間接加盟店の負担とします。
3. Edy システム使用料及び加盟店手数料は、経済情勢の変化その他の事情により代表加盟店が楽天 Edy 株式会社の承諾の上で変更することができるものとし、Edy システム使用料又は加盟店手数料を変更する場合、代表加盟店は間接加盟店に対しその旨通知することとします。なお、楽天 Edy 株式会社が別途書面にて認める場合には、楽天 Edy 株式会社の承諾を要せず、代表加盟店は、Edy システム使用料及び加盟店手数料を変更することができるものとします。

第9条 (Edy の使用)

1. 間接加盟店は、利用者が商品等の購入代金又は商品等の提供代金の支払いに Edy を使用することを申し込んだ場合には、第11条に記載する場合を除き、本条に定める手順に従い利用者に Edy を使

用させることとします。

2. 対象店舗における販売及び提供の場合、間接加盟店は Edy 店舗端末又はこれに接続された POS 端末に、利用者が購入し又は提供を受けた商品等の代金額を入力し、表示された商品等の代金額を利用者に確認させた後、利用者に Edy カードを Edy 店舗端末の定められた部分に触れるよう案内します (Edy 店舗端末又は POS 端末の種類により楽天 Edy 株式会社所定の操作を必要とする場合があります。)
3. 前項の操作により、利用者が Edy カードを Edy 店舗端末の定められた部分に触れさせ、Edy 店舗端末又は POS 端末に支払いが完了した旨が表示された時点で、利用者の Edy カードから間接加盟店の Edy 店舗端末若しくは Edy 決済センタに対する Edy の移転が完了します。これにより、間接加盟店の利用者に対する商品等の販売又は提供代金のうち当該 Edy の使用額の代金債権に係る債務は間接加盟店と利用者との関係においては消滅し、代表加盟店は、間接加盟店に対し、本規約の定めるところに従い、当該代金債権に係る債務を支払うものとし、なお、Edy 店舗端末又は POS 端末に Edy が不足している旨の表示がされた場合は、間接加盟店は利用者から当該不足額について現金等で支払いを受けることによって当該不足額を精算することができるものとし、
4. 間接加盟店は、間接加盟店が当該利用者に対して販売又は提供した商品等の代金として間接加盟店が受領すべき金額相当額の Edy を、利用者の Edy カードから間接加盟店の Edy 店舗端末若しくは Edy 決済センタに正確に移転させることとします。間接加盟店は、Edy の移転完了後、直ちに間接加盟店が受領すべき金額と、Edy 店舗端末若しくは Edy 決済センタに移転した Edy の金額が一致していることを確認しなければなりません。
5. 間接加盟店は、有効な Edy カードを提示した利用者に対して、その利用を拒絶したり、また、利用者に対し現金によって代金を支払う客と異なる代金を請求するなど、利用者にとって不利となる取扱いをしてはならないこととします。

第 10 条 (販売又は提供後の取扱い)

1. 間接加盟店は、利用者との間に生じた商品等の瑕疵、欠陥その他取引上の一切の問題については、間接加盟店と利用者との間で当該問題を解決することとします。なお、間接加盟店と利用者との間で生じた当該問題について、代表加盟店及び楽天 Edy 株式会社は一切の責任を負わないものとし、
2. 前項において間接加盟店と利用者との間で精算の必要が生じた場合、間接加盟店と利用者との間で現金によって精算を行うものとし、Edy による精算は行わないものとし、但し、代表加盟店及び楽天 Edy 株式会社はやむを得ないと認めた場合においては、代表加盟店及び楽天 Edy 株式会社は、間接加盟店からの依頼に基づいて楽天 Edy 株式会社所定の方法により Edy による精算を行うことができるものとし、

第 11 条 (Edy 等の偽造・変造)

間接加盟店は、以下の場合は、利用者が提示した Edy カードを可能な限り保管した上、以下の各号に該当した事実を直ちに代表加盟店及び楽天 Edy 株式会社に通知し、代表加盟店及び楽天 Edy 株式会社の指示に従うものとし、

- (1) 利用者が使用する Edy が偽造、変造又は不正に入手されたものであることが判明した場合又はその疑いがあると客観的に判断される事由のある場合
- (2) 利用者が提示した Edy カードが偽造、変造又は不正に入手されたものであることが判明した場合

又はその疑いがあると客観的に判断される事由のある場合

(3) その他、代表加盟店が間接加盟店に事前に通知する所定の事由がある場合

第12条（締め処理について）

1. 間接加盟店は、代表加盟店又は Edy 店舗端末所定の方法に従い、Edy 店舗端末の締め処理を行います。
2. 間接加盟店は、前項に定める Edy 店舗端末の締め処理を行うことによって、利用者の Edy カードから Edy 店舗端末若しくは Edy 決済センタに対して移転が完了した Edy 及び当該 Edy の取引に関するデータを楽天 Edy 株式会社の指定するセンタ（以下「Edy センタ」といいます）に送信します。
3. 間接加盟店は、対象店舗等の売上を集計するごとに第1項に基づく締め処理を行い、最低月1回以上の締め処理を行うこととします。但し、楽天 Edy 株式会社がやむを得ないと認めた場合には、この限りではないものとします。なお、当該締め処理に係る費用は、間接加盟店の負担とします。

第13条（間接加盟店に対する支払い）

1. 代表加盟店は、精算対象となる Edy を別途定める締切日（代表加盟店が定める加盟店申込書において加盟店が指定し当社が承認した締切日。以下「締切日」といいます）で締め切り、代表加盟店が定める支払い日に、間接加盟店があらかじめ文書で指定する銀行預金口座に振り込むことにより間接加盟店に支払うものとします。なお、間接加盟店及び代表加盟店の故意又は過失によらずして精算対象となる Edy の金額の合計額が算出できなかった場合には、代表加盟店は間接加盟店に対してその算定のために必要な協力を求めることができるものとし、間接加盟店はその求めに応じなければならないものとします。
2. 代表加盟店は、本条第1項に基づき代表加盟店が間接加盟店に支払うべき Edy の金額の合計額と第6条第7項に定める Edy 店舗端末の店舗等への設置、返還に係る費用及び第8条第1項に定める間接加盟店が自己に支払うべき入会金、基本料、加盟店手数料その他別途間接加盟店と代表加盟店との間で合意する金額を相殺することができるものとします。
3. 前項に定める相殺の後において、間接加盟店が代表加盟店に対して支払うべき金銭が発生した場合、間接加盟店は、別途、代表加盟店所定の方法に従い、これを代表加盟店に支払うものとします。

第14条（代表加盟店の免責）

1. 代表加盟店が以下に該当すると認めた場合、代表加盟店は間接加盟店に対して前条第1項に基づき支払うべき金額を支払わないものとします。
 - (1) 精算対象の Edy が偽造、変造その他不正使用の Edy 又はその疑いのある場合
 - (2) その他、代表加盟店所定の事由に該当する場合
2. 前項の場合、間接加盟店が本規約に定める義務その他代表加盟店所定の手続を順守したにもかかわらず、前項の Edy の移転を利用者から受けた場合は、間接加盟店に故意又は過失がない場合に限り、代表加盟店は当該 Edy の金額に相当する額より所定の手数料を控除した額を間接加盟店に補償します。

第15条（楽天 Edy サービスの利用中止等）

1. 代表加盟店及び楽天 Edy 株式会社は、つぎのいずれかに該当すると認定した場合には、間接加盟店

に予告することなく楽天 Edy サービスの利用を全面的に又は部分的に中止することがあります。

- (1) Edy カード若しくはこれに記録された Edy (利用者の保有か否かを問わない) が偽造、変造若しくは不正作出されたとき、又はその疑いのあるとき
 - (2) Edy (利用者の保有か否かを問わない) が不正使用されたとき又はその疑いのあるとき
 - (3) Edy カード若しくはパーソナルリーダー・ライタの破損、電磁的影響その他の事由により Edy が破壊及び消失したとき又は楽天 Edy サービスに関するシステムの障害その他の事由により Edy 店舗端末が使用不能となったとき
 - (4) 楽天 Edy サービスに関するシステムの保守管理その他の事由により楽天 Edy サービスに関するシステムの全部又は一部を休止するとき
 - (5) 利用者による Edy カード又はパーソナルリーダー・ライタの利用が利用約款に違反し、又は、違反するおそれのあるとき
 - (6) その他やむを得ない事由が生じたとき
2. 前項の楽天 Edy サービスの全部又は一部の利用中止により、間接加盟店に不利益又は損害が生じた場合でも、代表加盟店及び楽天 Edy 株式会社はその責任を一切負いません。

第 16 条 (楽天 Edy サービスの利用中止等・その 2)

間接加盟店は、前条に定める場合のほか、代表加盟店及び楽天 Edy 株式会社が利用約款に基づき、特定の利用者若しくは全ての利用者に対する楽天 Edy サービスの全部若しくは一部の利用を中止し、特定の利用者の楽天 Edy サービスの利用資格を取消し、又は楽天 Edy サービスを全面的に終了することがあることをあらかじめ了承します。この場合、前条第 2 項を準用します。なお、楽天 Edy サービスが全面的に終了した場合には、本規約第 26 条に従って終了時の措置をとることとします。

第 17 条 (届出事項の変更)

1. 間接加盟店は、加盟申込時に代表加盟店に届け出た商号、本店所在地、代表者、電話番号及び銀行口座等並びに自己の業態、業種等に変更が生じた場合には、代表加盟店所定の書面又はデータ等の方法により当該変更事項について遅滞なく代表加盟店に届け出るものとします。
2. 間接加盟店が前項の届出を怠ったことにより、代表加盟店からの通知又は送付書類等が延着又は到達しなかった場合でも、代表加盟店が通常到達すべきときに到達したものとみなすことを間接加盟店は異議なく承諾するものとします。

第 18 条 (対象店舗等における間接加盟店の責任)

間接加盟店は、第 5 条第 1 項にもとづき届け出た対象店舗等における Edy システムの導入、円滑な運営及び資金決済業務について責任をもつものとし、当該 Edy システムの導入、円滑な運営及び資金決済業務について問題が生じた場合には、すべて自己の責任と負担において、これを処理、解決するものとします。

第 19 条 (譲渡等の禁止)

1. 間接加盟店は、本規約に基づく間接加盟店の地位を第三者に譲渡することはできません。
2. 間接加盟店は、本規約に基づく取引から発生した代表加盟店に対する一切の債権、債務を代表加盟店の書面による承諾なしに第三者に譲渡したり、質入れしたり、その他担保として提供する等の処

分をすることはできません。

第 20 条（相殺）

代表加盟店は、本規約により代表加盟店が間接加盟店に有する一切の債権と、間接加盟店が本規約にもとづき代表加盟店に対して有する一切の債権を対当額にて相殺できることとします。

第 21 条（秘密保持）

代表加盟店及び間接加盟店は、本規約を通して知り得た相手方の営業上その他の情報で、相手方が秘密と指定した情報を厳に秘密として保持し、相手方の書面による事前の承諾なくして第三者に開示してはならないこととします。

第 22 条（損害賠償）

1. 間接加盟店は、本規約に違反した場合、代表加盟店及び楽天 Edy 株式会社に対し、代表加盟店及び楽天 Edy 株式会社に生じた一切の損害について賠償します。
2. 間接加盟店の役員及び従業員（以下、総称して「従業員等」といいます）又は子会社等による不正等により生じた代表加盟店及び楽天 Edy 株式会社の損害は間接加盟店により生じた損害とみなされ、間接加盟店は代表加盟店及び楽天 Edy 株式会社に対し前項に従い係る損害の一切について賠償するものとしてします。

第 23 条（解約）

間接加盟店又は代表加盟店は書面により 3 ヶ月前までに相手方に対して予告することにより本契約を解約することができるものとします。

第 24 条（有効期間）

本規約の加盟有効期間は、代表加盟店が間接加盟店の加盟を承諾した日から 1 年間とします。なお、期間満了の 60 日前までに間接加盟店、代表加盟店のいずれからも書面による異議の申し出のない限り、本規約に基づく間接加盟店の加盟有効期間は、有効期間の満了と同時に自動的に 1 年間延長するものとし、以後も同様とします。

第 25 条（加盟の終了）

1. 前条の定めにかかわらず、間接加盟店が次のいずれかに該当すると代表加盟店及び楽天 Edy 株式会社が判断した場合、代表加盟店は間接加盟店に対し通知、催告をすることなく本規約に基づく間接加盟店の加盟を終了させることができるものとします。なお、これにより代表加盟店が損害を被った場合には、間接加盟店は直ちに当該損害を賠償する責を負うものとします。
 - (1) 間接加盟店及び間接加盟店の従業員等の故意、過失により代表加盟店又は楽天 Edy 株式会社が損害を被った場合
 - (2) 資金決済法において加盟店が取り扱ってはならないと定められている公序良俗に反する又は公序良俗に反するおそれのある商品等を間接加盟店が取り扱っていると代表加盟店が判断した場合
 - (3) 第 10 条第 2 項に定める現金による精算の場合を除き、利用者に対して現金による払戻しを行った場合

- (4) 本規約に違反した場合
 - (5) 間接加盟店と代表加盟店との間の他の契約に間接加盟店が違反した場合
 - (6) 間接加盟店の信用状態に重大な変化が生じたと認められる客観的事態が発生した場合
 - (7) その他、代表加盟店が間接加盟店を加盟店として適当でないと判断した場合
2. 楽天 Edy 株式会社は、社会情勢の変化、法令の改廃その他楽天 Edy 株式会社の都合等により、Edy カード及び Edy の取扱いを終了することがあり、この場合、代表加盟店は間接加盟店に対して事前に通知することにより、本規約に基づく間接加盟店の加盟を終了させることができます。
3. 前二条又は本条第 1 項若しくは第 2 項による本規約に基づく間接加盟店の加盟の終了のほか、代表加盟店と楽天 Edy 株式会社との代表加盟店契約が終了した場合には、代表加盟店から間接加盟店に対して通知することにより、代表加盟店契約終了日をもって本規約に基づく間接加盟店の加盟は終了するものとします。
4. 前二条又は本条第 1 項若しくは第 2 項による本規約に基づく間接加盟店の加盟の終了により、間接加盟店に損害（逸失利益、機会損失を含みます。）が生じた場合でも、代表加盟店又は楽天 Edy 株式会社は一切責を負わないものとします。
5. 前二条又は本条第 1 項若しくは第 2 項により、本規約に基づく間接加盟店の加盟が終了した場合といえども、間接加盟店と代表加盟店との間に未履行の債務がある場合には、間接加盟店及び代表加盟店は本規約の定めに従い債務を履行するものとします。

第 26 条（加盟終了後の手続）

前三条により本規約に基づく間接加盟店の加盟が終了した場合又は第 15 条若しくは第 16 条により楽天 Edy サービスの全部が終了した場合には、間接加盟店はその後利用者に Edy を使用させる等一切の Edy の取扱いをしてはならず、又、以下の事項を遵守するものとします。

- (1) 間接加盟店の Edy 店舗端末に存在する Edy すべてについて、本規約に基づく間接加盟店の加盟が終了した日から 10 日以内に代表加盟店に対し第 13 条第 1 項に基づく支払を請求すること
- (2) その他代表加盟店が別途指定する手続

第 27 条（反社会的勢力の排除）

1. 間接加盟店は、代表加盟店に対し、自己並びに自己の役員及び従業員が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下これらを総称して「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 間接加盟店は、代表加盟店に対し、自ら又は第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 代表加盟店は、間接加盟店が前各項の確約に反し、又は反していると合理的に疑われる場合、催告その他何等の手續を要することなく、本規約に基づく契約を将来に向けて解約することができるものとします。なお、代表加盟店は、係る合理的な疑いの内容及び根拠に関し、間接加盟店に対して何等説明し、又は開示する義務を負わないものとし、契約の解約に起因し、又は関連して間接加盟店に損害が生じた場合であっても、何等責任を負うものではないものとします。

第 28 条 (Edy エリア情報及び Edy 領域内特定情報)

1. 楽天 Edy 株式会社は、Edy 番号を含む Edy 領域内特定情報及び Edy エリア情報を独占的に使用することができ、第三者にこれを使用させることができるものとします。
2. 楽天 Edy 株式会社は、Edy システムの利用及び利用者からの問合せ対応の目的で使用する場合に限り、間接加盟店に対し、自己が管理する Edy 番号の使用を認めるものとします。なお、間接加盟店は、当該目的のために Edy 番号を使用する際には、楽天 Edy 株式会社所定の定めに従いこれを使用しなければならないものとします。
3. 間接加盟店は、前項以外の目的で Edy 番号の使用を希望する場合には、別途楽天 Edy 株式会社所定の契約を楽天 Edy 株式会社と締結しなければならないものとします。

第 29 条 (情報の提供等)

1. 間接加盟店は、楽天 Edy 株式会社が決済サービス等を運営する上で取得した Edy 番号を用いた Edy システム上で実現される決済サービス等の履歴情報等が楽天 Edy 株式会社に帰属することに同意し、楽天 Edy 株式会社がそれらの情報を利用すること及び他の事業者等に対してこれらの情報を開示することに合意します。また、間接加盟店は、間接加盟店が保有する利用者の購買履歴情報等の利用者に関する情報であって Edy 番号の記載を含む情報を第三者に提供してはならないものとします。
2. 間接加盟店は、代表加盟店及び楽天 Edy 株式会社に対し、Edy カード、Edy、Edy システムに関するセキュリティ、Edy の不適当な利用の防止及び利用者の利用形態の調査等に関する情報提供等について最大限の協力をするものとし、楽天 Edy 株式会社若しくはバリュー発行会社が合理的範囲内で係る調査結果及び情報を利用、公表すること、又は他の事業者等に対してこれらの情報を開示することに同意します。
3. 間接加盟店は、他社決済インフラサービス等を利用している場合には、楽天 Edy 株式会社が Edy システムを運営するに当たり必要とする他社決済インフラサービス等の稼働状況及び障害調査等に関する情報を、自己の責任において、代表加盟店及び楽天 Edy 株式会社に対し報告しなければならないものとします。

第 30 条（合意管轄裁判所）

間接加盟店及び代表加盟店は、間接加盟店と代表加盟店との間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第 31 条（定めのない事項）

本規約に定めのない事項については、間接加盟店及び代表加盟店は別途協議のうえ、これを決定するものとします。

以 上

2017 年 11 月 13 日制定

2019 年 7 月 16 日改定

2024 年 9 月 17 日改定